

告示

埼玉県告示第千七百七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年九月十八日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称

狭山都市計画道路三・三・一号東京狭山線、三・四・四号熊谷入間線及び三・

四・二十号狭山飯能線

二 都市計画を変更する土地の区域

（三・三・一号東京狭山線）

イ 追加する土地の区域

狭山市柏原字下双木及び大字根岸字大道東の各一部

ロ 削除する土地の区域

狭山市大字根岸字大道東及び大字上広瀬字西久保の各一部

（三・四・四号熊谷入間線）

イ 追加する土地の区域

狭山市大字根岸字三王塚、字東久保、字大道東及び大字上広瀬字西久保の各

一部

ロ 削除する土地の区域

なし

（三・四・二十号狭山飯能線）

イ 追加する土地の区域

狭山市大字根岸字中道通、字田木前、字大原、字三王塚及び字東久保の各一

部

ロ 削除する土地の区域

狭山市大字根岸字中道通、字田木前、字三王塚及び字東久保の各一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県川越県土整備事務所、狭山市都市建設部

都市計画課

四 縦覧期間

平成三十年九月十八日から平成三十年十月二日まで